名称　大阪新島管理区域M灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約二・一キロメートル）
北緯　三四―三七―四八
東経　一三五―二一―四五
廃止年月日　平成二十五年四月十八日

名称　大阪新島管理区域N灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約二・三キロメートル）
北緯　三四―三七―四四
東経　一三五―二一―三九
廃止年月日　平成二十五年四月十八日

名称　大沢港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県下閉伊郡山田町（山田笠ケ鼻灯台の西方約二・八キロメートル）
北緯　三九―二八―四八
東経　一四一―五八―四三
撤去年月日　平成二十五年四月十八日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第百十五号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年五月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　大阪新島埋立区域H灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・五キロメートル）
北緯　三四―三八―〇八
東経　一三五―二一―五六
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　四・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日　平成二十五年四月十九日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所管理

名称　大阪新島埋立区域I灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・五キロメートル）
北緯　三四―三八―〇三
東経　一三五―二二―〇二
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　四・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日　平成二十五年四月十九日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所管理

名称　大阪新島埋立区域B灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・五キロメートル）
北緯　三四―三八―〇二
東経　一三五―二一―一五
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　一一〇カンデラ
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日　平成二十五年四月二十日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所管理

名称　大阪新島埋立区域C灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・二キロメートル）
北緯　三四―三八―一〇
東経　一三五―二一―二二
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離　一一〇カンデラ
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで八・六メートル
点灯年月日　平成二十五年四月二十日
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所管理

名称　大阪新島管理区域I灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約一・八キロメートル）
北緯　三四―三八―〇六
東経　一三五―二一―四六
廃止年月日　平成二十五年四月十九日

名称　大阪新島管理区域J灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・七キロメートル）
北緯　三四―三八―一〇
東経　一三五―二一―五一
廃止年月日　平成二十五年四月十九日

名称　大阪新島管理区域B灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の南西方約一・六キロメートル）
北緯　三四―三八―〇一
東経　一三五―二一―五一
廃止年月日　平成二十五年四月十九日

名称　大阪新島管理区域C灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・四キロメートル）
北緯　三四―三八―〇六
東経　一三五―二一―一八
廃止年月日　平成二十五年四月二十日

名称　大阪新島管理区域D灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・二キロメートル）
北緯　三四―三八―一〇
東経　一三五―二一―二三
廃止年月日　平成二十五年四月二十日

○四国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
徳島県海部郡牟岐町大字川長字関一六〇番二から同町大字中村字大谷二二六番一まで	前	A 七・五三～六〇・九八メートル B・C 八・六六～六四・一〇メートル	二・六四五キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 七・五三～六〇・九八メートル B・C 八・六六～六四・一〇メートル D 八・六六～六四・一〇メートル	一・二二九キロメートル 二・六四五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所